

2023年3月1日改正

定 款

オークマ株式会社

オークマ株式会社 定款

第1章 総 則

第1条 当会社は、オークマ株式会社と称し、英文ではOKUMA Corporationと表示する。

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 工作機械、一般産業機械、繊維機械その他諸機械およびこれらの機械に関連する付属品・器具・工具の製造、販売ならびにサービス事業
- 2 各種機械の制御装置およびそのソフトウェアの製造、販売ならびにサービス事業
- 3 損害保険代理業
- 4 労働者派遣事業
- 5 法令に認める範囲内における必要な事業への投資
- 6 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 当会社は、本店を愛知県丹羽郡大口町に置く。

第3条の2 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、名古屋市において発行される中日新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 当会社の発行可能株式総数は、98,772,400株とする。

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

第6条の2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第6条の3 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第7条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第8条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第8条の2 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

第9条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

第9条の2 当会社の株主総会は、愛知県内または岐阜県内で開催する。

第9条の3 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第10条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

第10条の2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第11条 株主総会の議長には、社長が当る。社長に事故のあるときまたは社長が欠員の場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。

第11条の2 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部を、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することができる。

第12条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に差し出さなければならない。

第4章 役員等および相談役

第13条 当会社に次の役員を置く。

- (1) 取締役 15名以内
- (2) 監査役 5名以内

第14条 取締役および監査役は、それぞれ株主総会の決議によって選任する。

取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第15条 取締役の任期は選任後1年以内、監査役の任期は選任後4年以内のそれぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第15条の2 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

- 第16条 取締役会は、その決議によって取締役のうちから代表取締役若干名を選定する。
- 第17条 取締役会は、その決議によって会長・社長各1名、副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。
- 第18条 社長は、取締役会を招集し、これを主宰する。
社長は、取締役会の決議に従い、当会社の業務を執行する。
社長に事故のあるときまたは社長が欠員の場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。
- 第18条の2 監査役会であらかじめ招集者と定められた監査役は、監査役会を招集し、その議長となる。必要があるときは、他の監査役も監査役会を招集することができる。
- 第18条の3 監査役会は、その決議によって監査役のうちから常勤の監査役を選定する。
- 第19条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、監査役会の招集通知は各監査役に対し、それぞれ会日の2日前までに発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときは、この日を短縮することができる。
- 第19条の2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
- 第19条の3 法令および本定款によるほか、取締役会に関する事項は、取締役会において定める取締役会規程によるものとし、監査役会に関する事項は、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。
- 第19条の4 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 第20条 取締役および監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。
- 第21条 必要があるときは、取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。

第5章 計 算

- 第22条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 第23条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第24条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当（会社法第454条第5項の規定による金銭の分配）をすることができる。
- 第25条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
未払いの期末配当および中間配当には、利息をつけない。